第百二十八条の四第四項中「第百二十九条」を「次条第六項」に改める。

第百二十九条第七項中「泡消火設備」を「泡消火設備」に改め、同条を第百二十八条の五とする。

第百二十九条の二第一項中「（主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られたもの又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるものに限る。）」を削り、「確かめられたもの」の下に「（主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られた建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物の階に限る。）」を加え、「第九号」を「第二号、第十号」に、「第十一号」を「第十二号」に、「第百二十九条」を「前条」に改め、第五章の二の二中同条を第百二十九条とする。

第百二十九条の二の二第一項中「（主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られたもの又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるものに限る。）」を「のうち」に改め、「確かめられたもの」の下に「（主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られたもの又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるものに限る。）」を削り、同項第八号中「屋内消火栓」を「屋内消火栓」に改め、同条に次の一項を加える。

13　第三項第二号の規定は、非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーの構造が、通常の火災時に生ずる煙が乗降ロビーを通じて昇降路に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものである場合においては、適用しない。

第百三十六条の二の二中「その屋根以外の主要構造部が準不燃材料で造られた」を「、市街地における通常の火災による火の粉が屋内に到達した場合に建築物の火災が発生するおそれのないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる」に改め、同条第二号中「き裂」を「亀裂」に改める。

第百三十六条の二の十一第一号中「次に」を「次のいずれかに」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ　次に掲げる全ての規定

(1)　法第二十条（第一項第一号後段、第二号イ後段及び第三号イ後段に係る部分に限る。）、法第二十一条から法第二十四条まで、法第二十五条から法第二十七条まで、法第二十八条の二（第三号を除く。）、法第二十九条、法第三十条、法第三十五条の二、法第三十五条の三、法第三十七条、法第三章第五節（法第六十一条及び法第六十二条第二項中門及び塀に係る部分、法第六十六条並びに法第六十七条の二を除く。）、法第六十七条の三第一項（門及び塀に係る部分を除く。）及び法第八十四条の二の規定

(2)　第二章（第一節、第一節の二、第二十条の八及び第四節を除く。）、第三章（第五十二条第一項、第六十一条、第六十二条の八、第七十四条第二項、第七十五条、第七十六条及び第八十条の三を除き、第八十条の二にあつては国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分に限る。）、第四章（第百十五条を除く。）、第五章（第三節、第四節及び第六節を除く。）、第五章の二から第五章の三まで、第七章の二及び第七章の九の規定

ロ　次に掲げる全ての規定

(1)　イ(1)に掲げる規定並びに法第二十八条（第一項を除く。）、法第二十八条の二第三号、法第三十一条第一項、法第三十三条及び法第三十四条の規定

(2)　イ(2)に掲げる規定並びに第二章第一節の二、第二十条の八、第二十八条から第三十条まで、第百十五条、第五章第三節及び第四節並びに第五章の四（第百二十九条の二の五第三項第三号を除き、第百二十九条の二の四第二号及び第百二十九条の二の五第二項第六号にあつては国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定

第百三十七条の二中「同条第一項第一号に掲げる建築物及び」を削る。

第百三十七条の十四第二号中「建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における当該区画された」を「第百十七条第二項各号に掲げる建築物の」に改める。

第百三十八条の二の次に次の一条を加える。

（定期報告を要する昇降機等）

第百三十八条の三　法第八十八条第一項において準用する法第十二条第一項の安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定める昇降機等及び法第八十八条第一項において準用する法第十二条第三項の政令で定める昇降機等は、第百三十八条第二項各号に掲げるものとする。

第百四十六条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　小荷物専用昇降機（昇降路の出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面より高いことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二百十条の十七中「から第四項まで」を「、第二項及び第四項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年六月一日）から施行する。

（型式適合認定に関する経過措置）

2　この政令の施行前に第一条の規定による改正前の建築基準法施行令第百三十六条の二の十一第一号に掲げる規定に適合するものであることの建築基準法第六十八条の十第一項の認定を受けた型式は、第一条の規定による改正後の建築基準法施行令第百三十六条の二の十一第一号ロに掲げる規定に適合するものであることの同法第六十八条の十第一項の認定を受けているものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

3　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

総務大臣　山本　早苗
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年一月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行期日は、平成二十八年四月一日とする。

経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年一月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三